後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります

問い合わせ/厚生労働省コールセンター (**oo** 0120-002-719)

国保年金課後期高齢者医療担当(内線2662・2663)

10月1日から、後期高齢者医療被保険者(75歳以上の方等)で一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。変更対象は、被保険者全体のうち約20%の方です。詳細は、県後期高齢者医療広域連合HPをご覧ください。

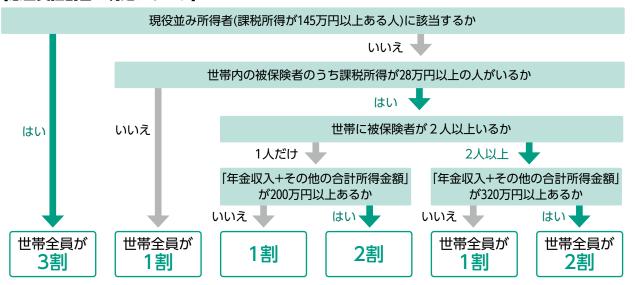


県後期高齢者 医療広域連合HP

················ <窓口負担割合2割の対象となるかどうかの流れ>

世帯の窓口負担が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療被保険者の方の課税所得や世帯収入をもとに、世帯単位で判定します。ご自身の窓口負担が2割の対象となるかどうかは、令和3年中の収入や所得に基づき、7月頃から判定しますので現時点では判定できません。

【窓口負担割合の判定チャート】



- ※後期高齢者医療の被保険者には65歳~74歳で一定の障がいの状態にあると認定を受けた方も含まれます
- ※課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基 礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です
- ※年金収入には遺族年金や障害年金は含みません
- ※「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です

<負担を抑えるための配慮措置>

2割負担となる方については、施行後3年間 (令和7年9月30日まで)は、外来医療の負担増 加額が1か月3,000円までに抑えられます(入院 の医療費は対象外)。配慮措置の適用対象となっ た場合、その超えた金額を高額療養費として払 い戻します。

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制 するための差額を払い戻します 計算例: 1か月の医療費全体が 50,000円の場合

| ①窓口自己負担1割のとき | 5,000円 |
|--------------|---------|
| ②窓口自己負担2割のとき | 10,000円 |
| ③負担増 (②-①) | 5,000円 |
| ④窓口負担増の上限 | 3,000円 |
| 払い戻し (③-④) | 2,000円 |

2022.3